平成２７年（フ）第３２８号
新潟市東区物見山３丁目３番11号
債務者　佐藤　スズ
1　決定年月日時　平成27年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３３７号
新潟市秋葉区矢代田4952番地２、前住所新潟市秋葉区舟戸１丁目４番６号
債務者　小林由美子
1　決定年月日時　平成27年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３５９号
新潟市中央区姥ヶ山１丁目８番５号　ハイツゆう105号
債務者　羽毛野由佳
1　決定年月日時　平成27年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２４６号
金沢市泉が丘１丁目３番13号　泉ヶ丘ガーデンヒルズ204号
債務者　倉橋　晃規
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２５８号
金沢市粟崎町３丁目168番地１　市営住宅11棟302号、従前の住所金沢市粟崎町４丁目３番地23
債務者　河村　立身
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１５６号
長野市若穂綿内8063番地
債務者　坂上　弘之
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１７６号
長野市新諏訪１丁目25番52号
債務者　高橋　幹雄
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１８０号
長野県下高井郡山ノ内町大字平穏3137番地
よろづや別館（834）
債務者　長谷川裕子
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１８１号
長野県中野市三好町２丁目４番41号　ハイムみよしＡ
債務者　春日エルサ
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１８２号
長野市大字高田786番地３　コーポ川端Ａ号
債務者　久我　佳子
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３３０号
岐阜市柳津町上佐波１丁目190番地
債務者　國井　幸子（旧姓石鉢）
1　決定年月日時　平成27年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第２９６号
滋賀県湖南市菩提寺西１丁目８番８号
債務者　井村　宏也
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３１０号
滋賀県栗東市綣９丁目10番33―102号
債務者　坂井　良多
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３１５号
滋賀県甲賀市信楽町長野1349番地32
債務者　笹川　秀子
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３２１号
滋賀県野洲市小南492番地１
債務者　安藤　　香
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３２７号
滋賀県草津市矢橋町2070番地１
債務者　奥野　和美
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５４号
滋賀県長浜市木之本町木之本353番地
債務者　西野　温馬
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係